

労働法」 と労働者の闘い・権利確立 (第 32 回)

2020 年 3 月 18 日

(レポーター) 本村 充

◇ 労働者災害補償保険法

■業務災害に関する保険給付

(5)障害補償給付(法 15 条)

障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

②障害補償年金又は障害補償一時金の額は、それぞれ別表第一又は別表第二に規定する額とする。
2 障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第一又は別表第二中の他の障害等級に該当するに至った場合には、政府は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

① 障害補償給付の種類

業務上の傷病又は疾病が治った場合において、障害等級に該当する障害が残ったときは、労働者の請求に基づき、障害補償給付が支給される。

この障害補償給付は、障害等級に応じて、年金または一時金で支給される。

障害補償給付 { 障害等級(第 1 級から第 7 級に該当) ⇒ 障害補償年金
障害等級(第 8 級から第 14 級に該当) ⇒ 障害補償一時金

↓

併せて、「障害特別支給金」と賞与などの特別給与を基礎とする「障害特別年金・障害特別一時金」が支給される。

ポイント → 障害補償給付は、障害による労働能力の喪失に対する損失を補償を目的として、障害の程度において行われる。(基発)

②障害補償給付の額

労災保険法別表第 1 及び第 2 (妙) 障害補償給付の額

区 分	額	
障害補償年金 (又は障害年金)	障害等級第 1 級に該当する障害がある者…	給付基礎日額の 313 日分
	〃 第 2 級	〃 277 日分
	〃 第 3 級	〃 245 日分
	〃 第 4 級	〃 213 日分
	〃 第 5 級	〃 184 日分
	〃 第 6 級	〃 156 日分
	〃 第 7 級	〃 131 日分
障害補償一時金 (又は障害一時金)	〃 第 8 級	〃 503 日分
	〃 第 9 級	〃 391 日分
	〃 第 10 級	〃 302 日分
	〃 第 11 級	〃 223 日分

	〃 第12級	〃 156日分
	〃 第13級	〃 101日分
	〃 第14級	〃 56日分

③障害等級の決定（則14条）

障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第1に定めるところによる。

ポイント → 原則 ⇒ 被災労働者の障害を厚生労働省令で定められている障害等級表にあてはめて、障害等級を決定する。

2 別表第1に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

ポイント → 同一の事由による障害が2以上残った場合は、次の方法により障害等級を決定する。

ポイント → 例外(併合) ⇒ 重い方の障害等級を全体の障害等級とする。(これに該当するのは、一方の障害等級が14級の場合に限られる)。

3 左の各号に掲げる場合には、前二項の規定による障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本文の規定による障害等級が第8級以下である場合において、各の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額の合算額が本文の規定による障害等級に応ずる障害補償給付の額に満たないときは、その者に支給する障害補償給付は、当該合算額による。

一 第13級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 1級

二 第8級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 2級

三 第5級以上に該当する身体障害が二以上あるとき 3級

ポイント → 例外(併合繰上げ) ⇒ 重い方の障害等級を1級ないし3級繰り上げる。

ポイント → 併合繰上げの例外(ただし…以下の条文) ⇒ これに該当するのは、第9級と第13級とが繰上げされた場合のみである。☛ 第9級(391日分)＋第13級(101日分)は、併合繰上げにより第8級(503日分)となるが、第8級(503日)＞合算額(492日)なので、合算額が支給される。

4 別表第一に掲げるもの以外の身体障害については、その障害の程度に応じ、同表に掲げる身体障害に準じてその障害等級を定める。

ポイント → 例外(準用) ⇒ 障害等級表に掲げるもの以外の障害は、障害等級表にある障害に準じて障害等級を決定する。

5 既に身体障害のあった者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害補償給付は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付とし、その額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額(現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付が障害補償年金であって、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付が障害補償一時金である場合には、その障害補償一時金の額(当該障害補償年金を支給すべき場合において、法第8条の3第二項において準用する法第8条の2第二項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を法4の給付基礎日額として算定した既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償一時金の額)を25で除して得た額)を差し引いた額による。

ポイント → 加重 ⇒ すでに身体障害(業務上・外を問わない)のあった労働者が、その後、新たな業務災害(再発を含む)によって、同一の部位について、障害の程度を重くした場合(加重)には、加重後の障害等級とし、加重分として、次の額が支給される。

ポイント → すでにあった障害は、業務上外を問わないだけでなく、現実に補償を受けたかどうかも問わない。

ポイント → 加重前が業務外の場合、その障害が業務上のものであるものとして、障害等級・給付額を決定する。

ポイント → 自然的経過により障害を重くしても、加重に該当しない。

ポイント → 「同一の部位」とは、原則として同一の障害の系列を意味する。必ずしも場所的に完全に一致する必要はない。⇒ 「障害の系列」(労災の省障害認定必携)参照。

イ、加重前・加重後の障害がともに第7級以上(年金)の場合

加重後の障害補償年金の額－加重前の障害補償年金の額

※加重前の既存障害(既存障害が業務災害による場合)について年金が支給されている場合には、加重後においても、それはそのまま支給され、2本立ての年金が支給されることになる。

ポイント → 算定事由発生日が違うので、加重前と加重後の障害補償給付の給付基礎日額は異なる。

ロ、加重前・加重後の障害がともに第8級以下(一時金)の場合

加重後の障害補償一時金の額－加重前の障害補償一時金の額

ハ、加重前の障害が第8級以下(一時金)で、加重後が第7級以上(年金)の場合

加重後の障害補償年金の額－加重前の障害補償一時金の額×1/25

ポイント → 加重前が一時金、加重後が年金の場合は、年金の平均受給期間を25年として、一時金を年金加算する。

④変更(法15条の2)

障害(補償)年金の支給事由となっている障害の程度が新たな傷病によらず、又は、傷病の再発によらず、自然的に変更(増進又は軽減)した場合には、職権又は請求により、その変更が障害等級第1級から障害等級第7級の範囲であるときは、その変更のあった月の翌月の分から障害補償年金の額を改定し、その変更が障害等級第8級以下に及ぶ時ときは、障害(補償)年金の受給権が消滅するため、その月の分をもって障害(補償)年金の支給を打ち切り、障害(補償)一時金を支給する

ポイント → 障害補償一時金を受けた場合、たとえ障害の程度が自然的経過によって変更しても、新たな障害給付は行われず(変更が行われるのは障害補償年金の受給権者のみである)。

ポイント → 傷病が再発した後治ゆし、その後重度又は経度となった場合は、障害の程度の変更に含まれない。

(6)障害補償年金前払一時金(法附則59条)

政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合における当該障害に関しては、障害補償年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

ポイント → 被災労働者の年金前払的(一時的にまとまった資金を必要とする場合等)な目的を持つ。

①前払一時金の請求

イ、回数は、同一の事由に関し1回に限定

ロ、請求の時期…

(原則) 障害(補償)年金の請求と同時に行わなければならない。

(例外) 障害(補償)年金の支給の決定の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間 ⇒ 障害(補償)年金を請求した後でも請求することが可能。

②支給額

障害等級に応じて、受給権者が選択し、請求する額(1,340日分から560日分を上限に200日きざみの額)である。

障害等級	前払一時金の支給額(給付基礎日額)
第1級	200・400・600・800・1000・1200・1340日分
第2級	200・400・600・800・1000・1190日分
第3級	200・400・600・800・1000・1050日分
第4級	200・400・600・800・920日分
第5級	200・400・600・790日分
第6級	200・400・600・670日分
第7級	200・400・560日分

ポイント → 前払一時金が支給されると障害補償年金は支給停止 ⇒ 各月に支給されるべき額(1年を経過した月以降は各月に支給されるべき障害補償年金の額を年5分の単利で割り引いた額)の合計額が前払一時金の額に達するまでの間)。

ポイント → 請求手続は、支給を受けようとする額を所轄労働基準監督署長に示して行う。

(7)障害補償年金差額一時金(法附則58条)

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

①支給要件

次のいずれにも該当する場合に、一定の遺族に対して支給される。

イ、障害補償年金の受給者が死亡したこと

ロ、すでに支給を受けた障害補償年金と障害補償年金前払一時金の合計額が、障害等級に応じた下記の額を超えていないこと

障害等級	支給額
第1級	給付基礎日額の 1340日分
第2級	〃 1190日分
第3級	〃 1050日分
第4級	〃 920日分
第5級	〃 790日分
第6級	〃 670日分

第7級	〃	560日分
-----	---	-------



支給額は、その差額が支給される。

ポイント → 労働基準法の障害補償の金額までは保障する趣旨である。

②受給資格者・受給権者

〈障害補償年金差額一時金の受給権者順位〉

死亡の当時その者と生計を同じくしていた

- (i) 配偶者（事実上婚姻関係にあった者も含む） (ii) 子 (iii) 父母 (iv) 孫
(v) 祖父母 (vi) 兄弟姉妹

死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった

- (i) 配偶者（事実上婚姻関係にあった者も含む） (ii) 子 (iii) 父母 (iv) 孫
(v) 祖父母 (vi) 兄弟姉妹

これらの者のうち最先順位者が受給権者となる。

ポイント → 受給権者が複数いる場合（子が受給権者の場合等）は、そのすべての者が受給権者となる。原則として、請求・受領は代表者1名が行い、その後、受給権者数で除して分配することになる。

ポイント → 障害補償年金の受給権者を故意に死亡させた者は、障害補償年金差額一時金を受け取ることができる遺族としない。

※ 次回は「介護補償給付」から行います。